

平成30年度 第2回公立大学法人公立鳥取環境大学経営審議会 議事要旨

- 日 時 平成30年11月2日(金) 10:00~12:05
- 場 所 公立鳥取環境大学 小会議室(本部講義棟3階)
- 出席者 江崎信芳委員、西山信一委員、今井正和委員、大田斉之委員、
若原道昭委員、林昭男委員、山田憲典委員、山田修平委員、米田裕子委員
[9名/10名]
北野彬子監事、小谷昇監事 [2名/2名]
- 欠席者 藤縄匡伸委員

【議事】

1 前回議事要旨の確認

原案のとおり承認された。

2 協議事項

(1) 持続可能な開発目標SDGsへの取組について

事務局から持続可能な開発目標SDGsへの取組についての方針等の説明があり、意見等を検討しながら今後進めていくことになった。

<主な意見等>

- ・非常に膨大な目標が多すぎる。段階的に進めるのがよいのではないか。
- ・大学院をどう利用されるのか。大学院の学びでこれをやるというのも、大きなポイントだと思う。
→ そこについては考えが不足しているところがあった。
- ・企業の中のこういうことを考える人たちへの支援、セミナー提供もあればいいのではないか。
- ・科目区分とSDGsの関係に、ジェンダーは総合科目に該当してあるが、全科目にそういう感覚を持っていただきたい。
→ 言われるとおりでもあるので、考える。
- ・教育機関としての開発目標に対する貢献は、人材育成、知の貢献だと思う。人材育成の中では、学生にそういった学問を身につけていただいて、何をしていただくか、これは教育改革の質の保証である。もう一つは社会人教育、大学院、リカレント教育で知の貢献が出来るのではないか。カリキュラムについては、あまり早急に、幅広く作らないようにしたほうがいい。
→ 重点は教育であり、ここで学んだ学生が社会に出て、こういう社会作りをしていく人材にしていくということを柱に考えている。メリハリつけてというのは、大変参考になるご意見をいただいた。

(2) 2021年度入試に向けて

事務局から2021年度入試に向けての方針等の説明があり、意見等を検討しながら今後進めていくことになった。

<主な意見等>

※非公開

3 審議事項

(1) 平成30年度補正予算(第2回)案について

事務局長から、平成30年度補正予算（第2回）案について説明があり、原案のとおり承認された。

<主な意見等>

- ・ 目的積立金の意味は。どのくらいの額があるのか。
 - 設置者に認められてということになるが、本学の運営に使えるものであり、1期6年で8億4,000万ほどある。今期にどう使うかというのは、設置者の運営協議会で決定されるのだが、設置者の日程が合わず未だに回答がなされていない。過去の運営協議会でいただいたご意見では、建物の修繕のために準備するように言われている。

(2) 平成31年度予算編成方針について

事務局長から、平成31年度予算編成方針について説明があり、原案のとおり承認された。

<主な意見等>

- ・ IT化が進んでいるなか、環境大学の会議はまだペーパーでやっている。生産性の向上が必要である。
- ・ 高等教育無償化について、大学要件を満たすことが必要だが、シラバスの対応等は抜かりなくやっておられるのか。
 - 私学と国立は文部科学省が確認をするが、公立大学は設置者が確認をするということになる。つい先日、自治体向けの説明会が文部科学省で行われたという段階である。言葉の定義が明確でない部分もあるので、そのあたりを確認しながら準備を進めている。
- ・ IRについて、「検討する」となっているが、遅い気がする。語尾の「検討する」を「設置する」としないと間に合わないと思う。
- ・ IRもそうだが、ポートフォリオも「検討する」となっていて、今どのくらいまで進んでいるのか。
 - 国が求める質保証について、今年度計画立てて、来年度実施しないといけない。多くの私学は、一生懸命取り組んでいるが、それと比べると大きく遅れているため、急ぎ進める。
- ・ 入試制度のところ、高校からの出願書類にポートフォリオが入っていたが、大学もポートフォリオで接続するということを考えていかなければならない。
 - 事務と摺り合わせして、準備を進めているところである。

(3) 平成30年度中に調達する平成31年度予算に係る複数年契約案件

事務局長から、平成30年度中に調達する平成31年度予算に係る複数年契約案件について説明があり、原案のとおり承認された。

(4) 「授業料等及びその他料金に関する規程」の改正及び「入学料免除に関する規程」の制定について

事務局から、「授業料等及びその他料金に関する規程」の改正及び「入学料免除に関する規程」の制定について説明があり、原案のとおり承認された。

<主な意見等>

- ・ 被災者の授業料等を免除しようと国から通知があったのだが、余裕があれば自己財源を基に免除をすればいいのだが、ないのであれば寄附を受け付けるとか考えられる。こういった場合は寄付行為にあたるのか。
 - 寄附の規定がございまして、これまでも、目的がある又はない寄附をいただいた事例はある。今の税制は、本学に企業が寄附された場合は、寄附金控除がある。

4 報告事項

(1) 公立大学法人公立鳥取環境大学平成29年度業務実績評価書について

事務局長から、監事監査規程に規定する回付文書及び調査文書に関する定め of 制定について報告があった。

(2) 公立大学法人公立鳥取環境大学第1期中期目標期間に係る業務実績評価書について

事務局長から、公立大学法人公立鳥取環境大学第1期中期目標期間に係る業務実績評価書について報告があった。

(3) 公立大学法人公立鳥取環境大学平成30年7月豪雨に関する検定料免除規程の制定について

事務局から、公立大学法人公立鳥取環境大学平成30年7月豪雨に関する検定料免除規程の制定について報告があった。

(4) 公立大学法人公立鳥取環境大学北海道胆振東部地震に関する検定料免除規程の制定について

事務局から、公立大学法人公立鳥取環境大学北海道胆振東部地震に関する検定料免除規程の制定について報告があった。

(5) 近況報告

事務局から、入試、就職活動など大学の近況について報告があった。

5 閉会